

働き方改革に伴う、育児・介護に関する新制度の運用開始

株式会社バルカー(本社 東京都品川区、代表取締役社長兼 CEO 瀧澤利一、以下バルカー) は「働き方改革」を推し進めるため、新制度の施行を開始しました。

多様な背景を持つ社員が働きやすい職場環境を実現するため、以下の制度を新設・改定しました。

新設	育児のための有給特別休暇	小学校3年生までの子を持つ男女社員に対し、年
		3 日の有給特別休暇を付与
	子どものバースデー休暇	小学校 3 年生までの子を持つ男女社員に対し、子
		1 人につき年 1 日を付与
	1 時間単位の有給休暇取得制度	既存制度の 1 日又は半日単位の有給休暇に加
		え、1 時間単位で取得可能
改定	介護休暇の連続取得期間の改定	既存制度の介護休業期間は要介護者 1 人につ
		き、「通算 93 日間(法定)」または「連続 1 年(法定
		外)」から、今回より連続取得の場合は 3 年まで延
		長し、法定 93 日間とは別に最長 3 年を取得可能

バルカーでは従前より法定義務を上回る育児・介護休業、育児・介護時短制度を設けているほか、やむを得ない理由で退職した社員が、再び社員として復帰できるキャリアリターン制度なども 導入し、様々なライフイベントに応じて能力を十分に発揮できる制度を整えています。

今後もワーク・ライフ・バランスの充実とともに、それぞれの社員がさらに活躍できる環境づくりを目指してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ

株式会社バルカー 広報担当 峰岸

TEL: 03-5434-7370 FAX: 03-5436-0560

https://www.valqua.co.jp/inquiry/form/jp/index.php
